

生ごみ処理機などの購入を助成します

(柳津町ごみ減量化推進事業)

柳津町で生活する方の家庭ごみ減量化を推進し、生活環境の維持向上を図るため、生ごみ処理機等の購入を助成します。家庭ごみ削減にご活用ください。

◎補助の対象になる機器

- ・生ごみ処理容器
- ・電動生ごみ処理機

1. 購入したい機器の情報を調べる

- ・機器の「メーカー」「品名」「購入予定価格」を調べ、見積書やカタログなどを用意する



2. 役場(町民課)に申請する

- ・「柳津町ごみ減量化推進事業補助金交付申請書」を記入し、用意した見積書などを添付し役場町民課に申請する(郵送でも大丈夫です)

3. 自宅に役場から交付決定通知書が郵送される



4. 決定通知書が届いたら、機器を購入しましょう

5. 補助金を請求しましょう

- ・「柳津町ごみ減量化推進事業補助金事業実績報告書」と「柳津町ごみ減量化推進事業補助金交付請求書」を記入し、「領収書など購入したことが確認できる書類」を添付して役場町民課に送付する

6. 補助金が振り込みされる

- ・「請求書」で指定した口座に補助金が振り込みされます



【裏面に詳しい説明があります】

- ・補助金額について
 - (電動生ごみ処理機)対象品の購入価格の2分の1(上限額2万円)
 - (生ごみ処理容器)対象品の購入価格の2分の1(上限額5千円)
- ・補助の対象となる方
 - 申請日時時点で町内に住所を有する世帯主又は世帯員の方
 - (補助金の交付から5年間は再申請できません)
 - (申請日時時点で町に対して未納金が無いことが条件になります)
 - (他世帯への譲渡や売却が判明した場合は補助金返還となります)
- ・申請書には押印が不要ですが、請求書には押印が必要です
- ・購入金額が申請書と違う場合、実際に購入した金額で補助金を再計算します
- ・補助金の申請をした後で購入をしないことにした場合、変更承認申請をしていただきます
- ・「領収書」の代わりに「レシート」や通信販売で購入した事がわかる画面の写しなどでも実績報告は可能ですが、「購入品名」「購入金額」「購入日」が確認できる必要があります
 - (品名が「品物代」など何を購入したか確認できない書類などは不適合です)
 - (品名等が確認できる場合も、カタログや商品紹介など今回の事業で購入した事実が確認できない書類などは不適合です)
- ・令和7年度からの新しい補助金ですので、ご不明な点はお問合せください

※補助金の内容は令和7年4月1日現在のものです

【問い合わせ先】 柳津町役場 町民課保健衛生係 電話42-2118